

家事事件手続に関する検討事項

第1 総則

5 裁判所職員の除斥及び忌避（家事審判法第4条関係）

(9) 家事調停委員への準用

【甲案】

- ① 除斥に関する規律（(1)、(3)及び(5)の規律）は、家事調停委員について準用するものとする。この場合においては、除斥についての裁判は、家事調停委員の所属する裁判所がするものとする。
- ② 家事調停委員について除斥の申立てがあったときは、家事調停委員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

【乙案】

- ① 除斥及び忌避に関する規律（(1)から(5)までの規律）は、家事調停委員について準用するものとする。この場合においては、除斥又は忌避についての裁判は、家事調停委員の所属する裁判所がするものとする。
- ② 家事調停委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、家事調停委員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。ただし、忌避の申立てがあった場合において、(4)により忌避の申立てを却下したときは、この限りでないものとする。

【丙案】

家事調停委員について、除斥の制度及び忌避の制度は設けないものとする。

家事調停委員については、甲案を採用することで、どうか。

(補足説明)

家事調停委員は、公正な立場である必要があり、それを確保するためには除斥に関する規律を準用すべきであるが、他方で、忌避に関する規律を準用すると濫用的な申立てにより手続が不当に遅延するおそれがあるから、甲案を採用することが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の10頁参照

(11) 家庭裁判所調査官への準用

【甲案】

- ① 除斥に関する規律（(1)、(3)及び(5)の規律）は、家庭裁判所調査官について準用するものとする。この場合においては、除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官の所属する裁判所がするものとする。
- ② 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあったときは、家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

【乙案】

- ① 除斥及び忌避に関する規律（(1)から(5)までの規律）は、家庭裁判所調査官について準用するものとする。この場合においては、除斥又は忌避についての裁判は、家庭裁判所調査官の所属する裁判所がするものとする。
- ② 家庭裁判所調査官について除斥又は忌避の申立てがあったときは、家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。ただし、忌避の申立てがあった場合において、(4)により忌避の申立てを却下したときは、この限りでないものとする。

【丙案】

家庭裁判所調査官について、除斥の制度及び忌避の制度は設けないものとする。

家庭裁判所調査官については、甲案を採用することで、どうか。

(補足説明)

家庭裁判所調査官は、公正な立場である必要があり、それを確保するためには除斥に関する規律を準用すべきであるが、他方で、忌避に関する規律を準用すると濫用的な申立てにより手続が不当に遅延するおそれがあるから、甲案を採用することが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の12頁参照

6 当事者能力及び手続行為能力等

(5) 法定代理権の消滅の通知（民事訴訟法第36条及び民事訴訟規則第17条参照）

【甲案】

調停をすることができる事項についての家事事件においては，法定代理権の消滅は，本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ，その効力を生じないものとする。

(注) 調停をすることができない事項についての家事事件においては，民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には，法定代理権は，直ちに消滅することを前提としている。

【乙案】

法定代理権の消滅は，調停をすることができる事項についての家事事件においては他方の当事者に，その余の家事事件においては裁判所に，本人又は代理人から通知しなければ，その効力を生じないものとする。

法定代理権の消滅の通知については，甲案を採用することで，どうか。

(補足説明)

家事事件については非訟事件一般に比して本人保護の要請が高いと考えられるが，他方で，調停をすることができる事項についての家事事件においてはそもそも当事者に当該事項の処分がゆだねられていることからすると，手続の安定・相手方の信頼を保護する観点から，当事者等に相手方に対して通知することを要求し，それに従わない場合には法定代理権の消滅の効力を生じさせないものとすることも許容されると思われることから，甲案を採用することが相当であると考えられる。

パブリックコメントにおいても，甲案を採用すべきとする意見が多く出されている。

※ 部会資料29の18頁参照

(6) 制限行為能力者の代理人等

(前注) (2) の特則（行為能力を制限された者であっても意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとする特則）については，第4「家事審判及び審判前

の保全処分に関する手続（各則）」において個別に記載している。

ア 制限行為能力者による代理人選任等

- ① 行為能力の制限を受けた者が、意思能力を有する限りすることのできる手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を代理人に選任することができるものとする。
- ② 行為能力の制限を受けた者が①の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を代理人に選任することができるものとする。
- ③ ①及び②により裁判長が代理人に選任した弁護士に対し行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とするものとする。

イ 実体法上の法定代理人の取扱い

行為能力の制限を受けた者であっても意思能力を有する限りすることのできる手続行為（調停を成立させる合意を除く。）については、未成年者に対し親権を行う者又は後見人が代理することができるものとする。ただし、家事事件の申立てについては、民法その他の法律に特別の定めがある場合に限るものとする。

実体法上の法定代理人の取扱いについては、中間試案を維持することで、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは、行為能力の制限を受けた者と実体法上の法定代理人とが競合するケースを問題視する意見も出されているが、同様の問題は、人事訴訟における成年被後見人と成年後見人にもあり、人事訴訟においては、法定代理人は行為能力の制限を受けた者の意思を尊重する義務を負っていることを踏まえて、解釈にゆだねられていることから、ここでも、競合については解釈にゆだねることとしつつ、中間試案を維持することが相当であると思われる。

※ 部会資料29の19頁参照

7 参加, 8 脱退

7 参加（家事審判法第12条及び家事審判規則第14条関係）

(1) 当事者参加

- ① 当事者となる資格を有する者は、当事者として家事事件の手續に参加することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として家事事件の手續に参加させることができるものとする。ただし、家事審判事件において、審判を受けるべき者でない者については、この限りでないものとする。
- ③ ①による参加の申出及び②による参加の申立ては、参加の趣旨及び原因を記載した書面でしなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、①による参加の申出及び②による参加の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(注1) 当事者参加人(①又は②により参加した者をいう。以下第2部において同じ。)は、参加により当事者となり、以後は、当事者として扱われることとなる。ただし、当事者参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその交換的変更並びに他の者が提起した即時抗告の取下げを行うことができないことを前提としている。

(注2) 当事者参加人が即時抗告をすることができる否かは、当該当事者参加人が即時抗告権者として掲げられている者に該当するか否かにより決まることになるが、申立人が即時抗告権者である審判については、申立人として参加した当事者参加人は、当事者参加人であることを理由にして即時抗告をすることができることを前提としている。

(注3) 「審判を受けるべき者」とは、積極的内容の審判が出された場合において、その審判を受ける者になる者をいう。

(2) 利害関係参加

ア 参加の要件及び方式等

- ① 審判を受けるべき者は、利害関係人として家事事件の手續に参加することができるものとする。
- ② 審判を受けるべき者以外の者で家事事件の結果について重大な利害を有するものは、裁判所の許可を得て、利害関係人としてその家事事件の手續に参加することができるものとする。
- ③ ①による参加の申出及び②による参加の許可の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、①による参加の申出及び②による参加の許可の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならない

ものとする。①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 利害関係参加人の地位

ア①又は②により参加した者（以下第2部において「利害関係参加人」という。）は、家事事件について、当事者としてすることができる手続行為をすることができるものとする。

（注1） 利害関係参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその変更並びに他の者が提起した即時抗告の取下げを行うことができないことを前提としている。

（注2） 利害関係参加人が即時抗告をすることができるか否かは、当該利害関係参加人が即時抗告権者として掲げられている者に該当するか否かにより決まることになる（例えば、利害関係参加人は申立人ではないから、申立人のみが即時抗告をすることができる家事事件の申立てを却下する裁判に対し、即時抗告をすることはできない。）ことを前提としている。

（後注） 当事者となる資格を有する者は、(1)により当事者として家事事件の手続に参加することができるが、他方で、手続に参加することは希望するが申立人等の当事者になることを希望しないときは、(2)により利害関係人として家事事件の手続に参加することができる（審判を受けるべき者であるときは(2)ア①により、審判を受けるべき者以外の者であるときは(2)ア②による。）ことを前提としている。

8 脱退

当事者となる資格を有する者が当事者として家事事件の手続に参加した場合には、参加前の当事者は、裁判所の許可を得て、その手続から脱退することができるものとする。なお検討するものとする。

（注） 調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、裁判所の許可に加え、他方当事者の同意がなければ、脱退の効力を生じないものとする。ことについても、併せて検討するものとする。

(1) 当事者参加について

当事者参加については、中間試案を維持することで、どうか。

（補足説明）

家事事件については、強制参加制度を設けることが相当であるから、当事者参加については、中間試案を維持することが相当である。

※ 部会資料29の20頁参照

(2) 「脱退」について

「脱退」については、例えば、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 当事者となる資格を有しない、又は当事者となる資格を喪失した当事者は、裁判所の許可を得て、家事事件の手続から脱退することができる。
- ② 裁判所は、前項の場合において、前項の当事者が同項の規定による脱退の申出をしないときは、他の当事者の申立てにより又は職権で、その者を家事事件の手続から排除することができる。
- ③ 前項の規定による排除の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(補足説明)

遺産分割事件を例にとれば、

- ① AがB及びCを相手方として遺産分割の審判の申立てをしたところ、Bが相続人でなかった、
- ② AがBを相手方として遺産分割の審判の申立てをしたところ、Bが相続分をCに対して譲渡した、

ようなケースを念頭に、Bが当該家事事件の手続から離脱する方法として、本文のような規律を置くことが考えられる。

もっとも、この点については、Bが手続から離脱するためには、AのBに対する申立てを取り下げる、あるいは裁判所がAのBに対する申立てを却下すれば足り、特段規律を置かずに対応することで足りるとも思われる。

なお、仮に、本文のような規律を置く場合には、他方当事者の同意を脱退等の効力の要件とすべきではないと思われる。仮に、他方当事者の同意を脱退等の効力の要件とすると、他方当事者が同意をしない場合には、当事者となる資格を有しない者が手続から離脱することができないからである。

※ 部会資料29の23頁参照

9 任意代理人

(7) 任意代理権の消滅の通知（新設、民事訴訟法第59条及び第36条第1項参照）
--

【甲案】

調停をすることができる事項についての家事事件においては、任意代理権の消滅は、本人又は任意代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

(注) 調停をすることができない事項についての家事事件においては、民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には、法定代理権は、直ちに消滅することを前提としている。

【乙案】

任意代理権の消滅は、調停をすることができる事項についての家事事件においては他方の当事者に、その余の家事事件においては裁判所に、本人又は任意代理人から通知しなければ、その効力を生じないものとする。

任意代理権の消滅の通知については、乙案を採用することで、どうか。

(補足説明)

法定代理の場合と異なり、任意代理権が消滅した場合には、本人等に任意代理権の消滅したことを通知することを要求しても問題がないと考えられることから、手続の安定等を考慮して、乙案を採用することが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の28頁参照

10 手続費用

(2) 手続費用の負担の裁判（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第28条関係）

【甲案】

① 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用（当該家事審判事件に係る調停費用を含む。②においても同じ。）の全部について、その負担の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その手続費用についての負担の裁判をすることができるものとする。

② （略）

【乙案】

① 裁判所は、(1)②により、手続費用の全部又は一部を当事者、利害

関係参加人又は関係人に負担させるべき場合には、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用（当該家事審判事件に係る調停費用を含む。②においても同じ。）の全部について、その旨の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その手続費用の全部又は一部を負担させる旨の裁判をすることができるものとする。

② （略）

（注） 甲案及び乙案のいずれの場合においても、①により手続費用の負担を命ぜられた者であって、本案の裁判に対して即時抗告をすることができないものは、第2の3(1)イ（ア）②にかかわらず、手続費用の負担の裁判に対して即時抗告をすることができるものとする。なお検討するものとする。

手続費用の負担の裁判の規律については、家事事件が審判及び調停によらないで完結した場合等の取扱い（第1の10(7)）を含め、甲案を採用することで、どうか。

（補足説明）

手続費用の負担の裁判については、当事者にとっての明確性の観点から、甲案の規律を採用するものとするのが相当である。この場合、第2の2(7)ア（ク）終局審判の脱漏においては、手続費用の裁判を脱漏した場合の当事者の申立権を認めるものとするのが相当である。

なお、手続費用の負担の裁判に対する即時抗告については、引き続き検討する。

※ 部会資料29の32, 35頁参照

11 審理手続

(1) 本人出頭主義（家事審判規則第5条第1項関係）

- ① 裁判所は、期日に事件の関係人を呼び出すことができるものとする。
- ② 呼出しを受けた者は、自ら出頭しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができるものとする。

本人出頭主義の例外の規律については、中間試案の規律を維持するも

のとすることで、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは本人出頭主義の例外の規律は厳格に過ぎるとの意見もあったが、家事事件手続においては、本人から直接事情を聴取しなければ適切妥当な審理判断をすることが困難であることから、現行法と同じく中間試案の規律を維持することが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の38頁参照

12 裁判資料

(5) 証拠調べ（家事審判規則第7条第6項関係）

ア 民事訴訟法の準用

証拠調べについては、民事訴訟法第180条、第181条及び第183条から第186条まで並びに第2編第4章第2節から第6節まで（ただし、次のa、bに掲げる規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

a 第207条第2項

b 第208条、第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項

(注) 民事訴訟法第202条（第210条において準用する場合を含む。）、第206条ただし書、第215条の2第2項から第4項まで及び第215条の4ただし書を除外するかどうかについては、なお検討するものとする。

尋問の順序に関する民事訴訟法の規律を準用するものとするので、どうか。

(補足説明)

尋問の順序については、職権探知の下でも申出をした者から尋問することには一定の合理性があり、不都合があれば順序の変更をすればよいと考えられることから、民事訴訟法の規律を準用するものとしている。

※ 部会資料29の45頁参照

15 子の意見表明（新設）

- ① 裁判所は、親権に関する事件、親子に関する事件その他子が影響を受ける事件（以下「子が影響を受ける事件」という。）において、子からの陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努めなければならないものとする。
- ② 裁判所は、子が影響を受ける事件について、審判又は調停をするに当たっては、子の年齢及び発達程度に応じて、子の意思を考慮しなければならないものとする。
- ③ 子が影響を受ける事件において、裁判所が、子のために、子の意思を代弁する者又は子の客観的利益を主張する者を選任することができるものとするについては、なお検討するものとする。

(注1) 子が15歳以上である場合には必ず子の陳述を聴取しなければならないものとする事件については、第4「家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）」において具体的に記載することを前提としている。

(注2) ③については、子の意思を代弁する者等を選任すべき事案の要件（例えば、親子の間で意見が対立しており、親が子の意思又は利益を主張することを期待することができない場合、あるいは、父母間で意見が対立し親権者である父又は母が子の意思又は利益を主張することを期待することができない場合など）、その法的性格（例えば、子の意思を代弁する者若しくは子の客観的利益を主張する者であるのか、又はその両者を含むものであるのかなど）、その必要性やその者の役割（例えば、子の年齢によって異なるのか、家庭裁判所調査官との違いは何かなど）、権限（例えば、当事者が行うことができる手続法上の権能を有するものとするかどうかなど）、報酬（支給決定の在り方や負担者）、その他の制度との関係（児童相談所長に親権喪失の申立権を付与していることなど）などについても、併せて検討する必要がある。

(1) 子の利害関係参加について

子が手続行為能力を有する家事審判事件における子の利害関係参加について、どのように考えるか。

※ 中間試案において、子が手続行為能力を有する家事審判事件は、次のとおり。

- ・ 民法第830条第2項から第4項までの規定による財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の審判事件
- ・ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件
- ・ 養子をするについての許可の審判事件
- ・ 特別養子縁組の離縁の審判事件

- ・ 親権に関する審判事件
- ・ 未成年後見に関する審判事件（一部）
- ・ 民法第826条（同法第860条において準用する場合を含む。）の規定による特別代理人の選任の審判事件

なお、民法第791条第1項又は第3項の規定による子の氏の変更の許可の審判事件・民法第811条第6項の規定による死後離縁をするについての許可の審判事件において子は手続行為能力を有するが、この事件では子は申立人であるので、参加は問題とならない。

（補足説明）

子は、手続行為能力が認められる家事審判事件においては、当該審判により影響を受けることから、利害関係参加を認めることが相当であると考えられる（ただし、子に意思能力があり手続行為能力がある場合に限られる。）。

もともと、この点については、また、父母等が自らに有利に働くことを期待して、子に対し手続参加を強要し、自らの主張を子に代弁させようとしている場合や父母の対立が激化しており、手続に参加することで子がその対立により巻き込まれるおそれがある場合など、子に利害参加を認めることが子の福祉からみて不相当な場合もあると考えられることから、裁判所が子の手続参加を拒絶する余地を残すべきであるとも考えられる（同旨のパブリックコメントがある。）。

そこで、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害すると認める場合には、裁判所は利害関係参加の申出を却下できるものとするのが相当であるとも考えられる（なお、このような例外を設けるか否かは、子が審判を受ける者である場合（具体的には、特別養子縁組の離縁における養子など）と審判を受けるべき者ではないが〔重大な〕利害を有する者である場合とで区別する必要はないと思われる。）が、子が手続行為能力を有する家事審判事件における子の利害関係参加についてどのように考えるか。

※ 部会資料29の48, 162, 167, 181, 182, 187, 196, 211, 221頁参照

（2）子の陳述聴取について

子の意思を審判に反映させるべき場合においては、15歳以上の子については陳述聴取を義務付けるために、個別に規定を設け、15歳未満の子については、どのような方法で子の意思を把握するのかについては裁判所の合理的な裁量にゆだねることとし、陳述聴取を義務付ける規定を設けないものとするので、どうか。

※ 中間試案において、審判のうちその審判をする際に子の陳述聴取が義務付けられているもの（保全処分を除く。）は、次のとおり。

- ・ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判
- ・ 養子をするについての許可の審判
- ・ 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判
- ・ 親権者の指定又は変更の審判
- ・ 親権又は管理権の喪失の宣告の審判
- ・ 親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判
- ・ 親権又は管理権を辞するについての許可の審判
- ・ 親権又は管理権を回復するについての許可の審判
- ・ 未成年後見人の選任又は未成年後見監督人の選任の審判

(補足説明)

子の意思を審判に反映させるためには、陳述聴取の方法でその意思を表明することが重要であるが、他方で、現実問題として、子の中には、その年齢等から、自らの意思を口頭で表明することができないものやそれが適切でない場合があり、陳述聴取以外の方法（例えば、子が置かれている状況において、何を感じ、何を望んでいるかなどを、子の言葉による表現のみならず、表情やしぐさ等から把握するなど）により子の意思を把握すべき場合もある。

そこで、子の意思を審判に反映させるべき場合においては、現行においても、口頭によりその意思を表明することが相当であると考えられ、陳述聴取が義務づけられている15歳以上の子については、陳述聴取を義務づけるために個別に規定を設け、他方で、15歳未満の子については、どのような方法で子の意思を把握するのかについては裁判所の合理的な裁量にゆだねることとし、陳述聴取を義務付ける規定を設けないことが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の48, 169, 182, 188, 198, 213頁参照

(3) 子の意思を代弁する者又は子の客観的利益を主張する者の選任について

子の意思を代弁する者又は子の客観的利益を主張する者の選任について、どのように考えるか。

(補足説明)

この点については、中間試案の（注2）に記載している諸点について検討する必

要があるが、結局は、その選任する者について、どのような役割を果たすことを期待するのか検討しなければならない。

この役割としては、例えば、子が自らその意思を表明することができ、当該事件の結論等について何らかの意見を有しているような場合に、その意思・意見を適切に代弁し、手続に反映させることにその役割があるとする考える方や、あるいは、子が自らその意思を表明することができないような幼少の子の場合にも、その子の意見を把握し、又はその子に代わり子の客観的利益を主張することにその役割があるとする考え方があると思われる。

なお、前者のような考え方については、既に、子が一定の事件においては自らの意思を手続に反映させるために、自ら手続に参加することができ、その際には、子に任意代理人を付けることができる制度を導入する予定であることから、このような制度では、不十分か否かを検討する必要があるが出てくる。

後者の考え方については、どのような資格を有する者がどのような方法で、子の意思や客観的利益を調査するのか、このような場面で特に専門性を発揮する家庭裁判所調査官等の役割との関係について検討しなければならないことになる。

※ 部会資料29の48頁参照

第2 家事審判に関する手続（総則）

1 通則

(2) 参与員

ア 意見聴取等（家事審判法第3条第1項関係）

- ① 家庭裁判所は、参与員の意見を聴いて、審判をするものとする。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、この限りでないものとする。
- ② 家庭裁判所は、参与員を期日に立ち合わせることができるものとする。

イ 参与員による説明の聴取（新設）

参与員は、家庭裁判所の命を受けて、意見を述べるために、申立人が提出した資料の内容について申立人から説明を聴取することができるものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、この限りでないものとする。

(注) イにより参与員が聴取した結果については、書面で裁判所に報告するものとする旨の規律を置くことについては、なお検討するものとする。

ウ 参与員の員数等（家事審判法第10条及び第10条の2関係）

- ① 参与員の員数は、各事件について一人以上とするものとする。
- ② 参与員は、家庭裁判所が毎年あらかじめ選任した者の中から、家庭裁判所が事件ごとに指定するものとする。
- ③ ②により選任される者の資格、員数その他その選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。
- ④ 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

イについて、参与員は、家庭裁判所の命を受けて、意見を述べるために、申立人が提出した資料の内容について申立人から説明を聴取することができるものとする、ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、この限りでないものとする。どうか。

(補足説明)

この点については、パブリックコメントにおいても賛否両論があったが、参与員が、家事審判官に意見を述べる前提として、裁判資料に記載された内容の趣旨確認等のために資料の提出者から直接説明を受けることができれば、民間人の常識を反映させた機動的な処理を実現する上でも有用であると考えられる。他方で、調停をすることができる事件については、紛争性が高く、双方の言い分を比較検討する必要があることから、資料提出者の説明を聴取することも、判断権者である家事審判官が自ら事実の調査としてすべきであり、家事審判官が関与しない形で参与員が説明を聴取して意見を形成することは相当ではないから、除外する必要があると考えられる。そこで、本文のような形で明文化するのが相当であると考えている。

なお、(注)については、参与員の聴取は事実の調査ではなく、また、申立人の参与員に説明した内容を改めて申立人から提出してもらうのが相当であることも考えられるから、参与員が聴取した結果を参与員が書面で裁判所に報告するものとする旨の規律を置くことまでは要しないものと考えられる。

※ 部会資料29の52頁参照

(3) 手続の〔受継〕(新設、家事審判規則第15条参照)

(前注) ここでいう〔受継〕とは、法令により手続を続行する資格のある者等が手続を引き継ぐことであるが、これを「受継」と呼称するかどうかについては、なお検討するものとする。

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

(前注) 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行すること

ができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいるときでも、手続は、中断しないことを前提としている。もっとも、当事者が関与しなければできない手続については、法令により手続を続行する資格のある者が〔受継〕するまでは、事実上することができない（ただし、法令により手続を続行する資格のある者のために任意代理人がある場合（第1の9(6)参照）を除く。）。

- ① 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に、その手続を〔受継〕させることができるものとする。
- ③ 裁判所は、①による〔受継〕の申出又は②による〔受継〕の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による〔受継〕の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 法令により手続を続行する資格のある者はいないが、別に申立権者がある場合

（前注）当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、別の申立権者が〔受継〕した場合を除き、当該事件は、終了することを前提としている。

- ① 非訟事件の申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、法令の規定によりその事件について申立てをする資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。この場合においては、申立人が手続を続行することができなくなった日から1か月以内にその申出をしなければならないものとする。
- ② 裁判所は、①の場合において必要があると認めるときは、申立てをする資格のある者に手続を〔受継〕させることができるものとする。

中断の規律を設けないものとすることで、どうか。

(補足説明)

中断の規律を設けるべきであるとの意見もあったが、中間試案を維持するのが相当である。

※ 部会資料29の54頁参照

(4) 調書の作成等（家事審判規則第10条関係）

① 裁判所書記官は、家事審判事件の手続の期日については、調書を作成しなければならないものとする。

【甲案】ただし、証拠調べの期日を除いては、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

【乙案】ただし、証拠調べの期日を除いては、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができるものとする。

【丙案】例外の規律は置かないものとする。

② 裁判所書記官は、事実の調査については、その要旨を記録上明らかにしておかなければならないものとする。

調書の作成の例外の規律については、乙案を採用することで、どうか。

(補足説明)

家事審判の手続においては、すべての期日について例外なく調書の作成を義務付けるものとすることは簡易迅速の要請に反するが、他方で、期日を聞きながら、その期日について何らの記録も残らない余地を認めることも、手続の透明性や当事者に実効的な手続追行の機会を保障する見地から妥当ではないと考えられることから、乙案の規律を採用するのが相当である。

※ 部会資料29の56頁参照

(5) 記録の閲覧等（家事審判規則第12条関係）

ア 記録の閲覧等の要件等

① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（以下本項目（ア 記録の閲覧等の要件等）及び第3の1(2)（記録の閲覧等）においては「記録の閲覧等」とい

う。)を請求することができるものとする。

② ①は、家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しないものとする。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物について複製することを請求することができるものとする。

③ 裁判所は、当事者から①又は②の許可の申立てがあった場合には、家事審判事件の記録の閲覧等又は複製を許可しなければならないものとする。ただし、〔未成年者の利益を害するおそれがあるとき、当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがあるとき、当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれがあるときその他相当でないと認められるときは、この限りでないものとする。〕

(注) ③ただし書について、例外として列挙する規律の内容及び「その他相当でないと認められるとき」という包括的な規律を置くことの当否等については、なお検討するものとする。

④ 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から①又は②の許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、家事審判事件の記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。

⑤ 当事者が裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付を請求したときは、①にかかわらず、裁判所書記官が、これを交付することができるものとする。終局審判があった後に当該審判を受けた者がその交付を請求したときも、同様とするものとする。

⑥ 家事審判事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事審判事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。

(注) (5)において当事者としてすることができる家事審判事件の記録の閲覧等及び複製の請求は、利害関係参加人もすることができることを前提としている(第1の7(2)イ参照)。

③の当事者の記録の閲覧等の例外の要件の規律については、ただし、

未成年者の利益を害するおそれがあるとき、当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがあるとき、当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれがあるときその他相当でないと認められるときは、この限りでないものとするので、どうか。

(補足説明)

記録の閲覧等は、当事者が適切に準備をして手続追行をしていく上で重要なものであることから、当事者からの請求については、原則として認められるものとする必要があると考えられる。その上で、人事訴訟法第35条第2項のように例外事由を限定列挙することも考えられるが、人事訴訟の場合には、事件と当事者が限定されており、問題となる裁判資料を想定しやすい。しかし、家事審判事件にはさまざまな事件類型があり、裁判資料が多岐にわたる上、当事者として記録の閲覧等を請求できる者（利害関係参加人も含まれる。）も広範に及ぶため、人事訴訟と異なり、請求者が当該資料を閲覧等する必要性自体が事案によって大きく異なり得る。また、一般的に実体に即した判断をするために幅広く裁判資料を収集する必要性、合理性が認められるため、開示による私生活等への影響の程度、裁判資料が判断に与える影響の有無・程度等はさまざまであり、これらを事案ごとに総合的に考慮した上で、許可するか否かを決するのが相当であるから、例外事由を限定的に列挙するのは困難であると考えられる。

例えば、次のような資料は、その資料の有無によって審判の結論が影響を受けるようなものでなく、申立人が閲覧等する必要性は認められないから、仮に当事者又は関係人の私生活上の秘密の程度等はさほど重大ではない場合であっても、申立人からの閲覧謄写の請求を認めないということも許されるのではないかと。

- ・成年後見等の開始の審判事件における、被後見人等の財産状況に関する資料（特に、申立人が被後見人等と関係の薄い親族であり、単に被後見人等の財産状況に関心を持っているだけの場合、この者に閲覧等を認める必要はないと思われる。）。
 - ・不在者財産管理事件における、不在者やその親族等の生活歴・家族関係に関する資料（申立人は経済的な利害関係を有するのみであり、不在者等の身上関係について知る正当な利益は有していないと思われる。）。
 - ・養育費関係事件における、再婚家庭の戸籍等の資料（養育費を算定する上で、相手方の再婚相手等の具体的な身分事項を開示する必要はないと思われる。）。
- そこで、明らかに閲覧謄写を認めるべきではない場合を列挙しつつ、なお、個別

の事情を考慮して関係人のプライバシー等を保護する余地を認めるべく、中間試案を維持するのが相当であるとする。

※ 部会資料29の57頁参照。

イ 即時抗告

【甲案】

- ① ア③の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ② ①による即時抗告が家事審判事件の手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。
- ③ ②による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】

- ①, ②は、甲案と同じ。

【丙案】

即時抗告については、特段の規律を置かず、これを認めないものとする。

即時抗告の規律について、甲案又は乙案のいずれが相当であると考えらるか。

(補足説明)

当事者にとっての記録の閲覧等の重要性にかんがみれば、申立てを却下した裁判に対して一切の不服申立てができないものとするのは相当ではなく、丙案は妥当ではないと考えられる。

甲案は当事者の手続保障を十分に図るものであるが、簡易却下の裁判に対しては即時抗告をすることができるため、実際には濫用的な申立てによる手続の遅延を防止することが困難となる。

乙案は簡易却下に対する即時抗告は認めないものとするため、手続の遅延は防止することができるものの、原審の簡易却下の判断が誤った場合には是正することができず、申立て却下に対して即時抗告を認めた意義が減殺される。

結局、非訟事件手続における簡易迅速の要請と当事者の手続保障の要請の調和点をどこに求めるかという問題に帰着するが、ア③ただし書の規律の在り方をも踏まえ、この点について、どのように考えるか。

※ 部会資料29の60頁参照

2 家庭裁判所の手続

(1) 合意管轄

【甲案】

当事者は、合意により管轄裁判所を定めることはできないものとする。

【乙案】

当事者は、調停をすることができる事項についての家事審判事件について、合意により管轄家庭裁判所を定めることができるものとする。

(注) 乙案を採用する場合には、合意の方式（民事訴訟法第11条第2項及び第3項）、応訴管轄（同法第12条参照）及び合意管轄の違背に関する主張制限（同法第299条第1項ただし書の括弧書参照）についても、所要の手当てをするものとする。

合意管轄については、どのように考えるか。

(補足説明)

この点については、パブリックコメントの意見においても、当事者の便宜等を考慮して乙案を採用すべきであるとする意見が多く出されているが、他方で、調停をすることができる事項についての家事審判事件であっても当事者以外の者の利益を考慮すべき事件があり、子の監護に関する処分の審判事件や親権者の指定・変更の審判では、子の福祉の観点から、子の住所地の家庭裁判所を管轄家庭裁判所としている。にもかかわらず、そのような事件についても、父母の意思のみにより管轄裁判所を別途定めることができるものとするのは、その管轄裁判所を定めている理念と相反するように思われる。また、合意管轄を認めても、裁判所が本来の管轄裁判所に移送することは可能であること、合意管轄を認めなくても自庁処理により対応することも可能であることからすれば、合意管轄を認める意義はさほど多くないとも考えられる。

なお、乙案を採用する場合には、中間試案では、合意の方式（民事訴訟法第11条第2項及び第3項）や応訴管轄（同法第12条参照）について手当てすることについて言及していたが、応訴管轄については、自庁処理が認められている家事審判事件では、特段手当てする必要性が乏しいと思われる（管轄違いの家庭裁判所に家事審判の申立てがあり相手方が応じれば、それをもって自庁処理をすれば足りるように

思われる。)し、家事調停においても応訴管轄の規定は設けていないから、合意の方式及び応訴管轄については別途規定を置く必要はないと思われる。

※ 部会資料29の61頁参照

(2) 家事審判事件の申立て

イ 併合申立て（新設，民事訴訟法第38条及び第136条参照）

【甲案】

申立人は、審判を求める事項が数個ある場合において、同事項に係る家事事件の手續が同種であるときは、これらを併せて申し立てることができるものとする。ただし、審判を求める事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限るものとする。

【乙案】

併合申立てについては、特段の規律を置かず、これを認めないものとする。

併合申立てについては、引き続き検討する。

※ 部会資料29の63頁参照

ウ 裁判長の申立書審査権（新設，民事訴訟法第137条参照）

① アの書面（以下「家事審判事件の申立書」という。）がアに違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い家事審判事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。

② ①の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家事審判事件の申立書を却下しなければならないものとする。

③ ②の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 申立人が相手方の不正確な住所の記載について補正を命ぜられたにもかかわらず、正当な理由なく補正命令に応じないため、裁判所が申立書の送付等を行うことができない場合や、申立書送付費用又は呼出費用の予納がない場合の対応として、何らかの規律（例えば、民事訴訟法第138条第2項及び第141条と同趣旨の規律）を置くものとするについては、なお検討するものとする。

(注)のうち呼出費用につき、以下のような規律を置くことについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、申立てを却下することができるものとする。
- ② 前項の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

申立人が期日の呼出しに必要な費用を予納しない場合、裁判所が職権をもって進める必要がない家事審判事件については、裁判所が予納命令を発した上で、これに従わないときには申立てを却下することができるという規律を置くものとすることが考えられる。他方で、民事訴訟においては、必要的口頭弁論の原則が採られていることから、期日を開かなければ審理を進めることができないのに対し、家事審判の手続においては、必ずしも期日を開かなくても審理を進めることは可能であり(6)調停をすることができる審判事項についての家事審判事件の特則において、イ陳述聴取につき乙案(審問の期日を必ず開く)を採用した場合を除く。)他の事実の調査又は証拠調べの費用を予納しない場合と同様に考えられるため、期日の呼出しの費用についてのみこのような規律を置くことは相当ではないとも考えられる。

※ 部会資料29の63頁参照

(参照条文)

- 民事訴訟法第141条 裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて原告に命じた場合において、その予納がないときは、被告に異議がない場合に限り、決定で、訴えを却下することができる。
2. 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(3) 裁判長の手続指揮権(新設、民事訴訟法第148条及び第150条参照)

- ① 期日における手続は、裁判長が指揮するものとする。
- ② 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。
- ③ 当事者が期日の指揮に関する裁判長の命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をするものとする。

(注) 裁判長が当事者等に対して釈明を求めることができる旨の規定を設けること

については、なお検討するものとする。

釈明については規律を設けないものとするので、どうか。

(補足説明)

釈明については、職権探知主義の下では規律を設けなくても当然にできるものであり、例えば、民事訴訟法第149条第1項と同様の明文の規律を設けると、家庭裁判所はそれ以外のことはすることができないものと解される余地が生ずることになるため、規律を設けることは妥当ではないと考えられる。また、釈明の規律が不意打ち防止の根拠規定として機能することも考えられるが、不意打ち防止のためには、後述の事実の調査の通知の規定を設けること等により対応することが考えられる。

※ 部会資料29の65頁参照

(6) 調停をすることができる事項についての家事審判事件の特則(新設)

イ 陳述聴取

【甲案】

調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、家庭裁判所は、家事審判事件の申立てが不適法であるとき又は家事審判事件の申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当事者の陳述を聴かなければならないものとする。

(注) 当事者に審問(第1の5(1)(注2)、第1部第1の10(2)(注3)参照)の申立権を付与するかどうかについては、なお検討するものとする。

【乙案】

調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、家庭裁判所は、家事審判事件の申立てが不適法であるとき又は家事審判事件の申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当事者の陳述を聴く審問の期日を経なければ、審判をすることができないものとする。ただし、期日を経ることにより家事審判事件の申立ての目的を達することができない事情があるときは、当事者から陳述を聴取することをもって、これに代えることができるものとする。

陳述聴取については、甲案を採用するものとするので、どうか。また、当事者に審問の申立権を付与するものとするについて、どう考

えるか。

(補足説明)

調停をすることができる事項についての家事審判事件においても、実際の紛争の実情や当事者の状況は多種多様であり、書面照会や家庭裁判所調査官による事情の聴取の方が当事者の攻撃防御の機会を実質的に保障し得る事案もあることから、個々の事件の実態に応じた適切な審理を行うことが可能となるように、陳述聴取については、甲案を採用するものとするのが相当である。その上で、当事者には審問の期日の申立権を付与することとし、もって、裁判官の面前で陳述をすることを求める意思表示をする機会を与え、裁判所に応答義務を課すものとするについて、どのように考えるか。

※ 部会資料29の67頁参照

ウ 審問への立会い

調停をすることができる事項についての家事審判事件において、家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、その期日に立ち会うことができるものとする。

(注) 当該他の当事者が当該審問に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、例外とする方向で、なお検討するものとする。

審問への立会いについては、以下のような規律とすることで、どうか。

調停をすることができる事項についての家事審判事件において、家庭裁判所が期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、その期日に立ち会うことができるものとする。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

パブリックコメントにおいては、例外の規律をより限定的にすべきだとの意見もあったが、事実の調査に支障が生ずるおそれがあるときにまで当事者に立会権を認めるものとするのは、当事者の保護という観点からも、円滑かつ柔軟な審理の

実現という観点からも相当ではないと考えられることから、人事訴訟法第33条第4項と同様の規律を設けることとしている。

※ 部会資料29の68頁参照

エ 事実の調査の告知

調停をすることができる事項についての家事審判事件において、家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならないものとする。

(注) 調停をすることのできない事項についての家事審判事件において、家庭裁判所は、事実の調査の結果、審判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、事実の調査をした旨を当事者及び利害関係参加人に告げるものとする趣旨の規律を置くことについては、なお検討するものとする。

調停をすることのできない事項についての家事審判事件において、家庭裁判所は、事実の調査の結果、審判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合（文言についてはなお検討する。）には、事実の調査をした旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(補足説明)

家庭裁判所が事実の調査をした場合には必ず当事者等に知らせるものとする、事実の調査には、心証に影響を及ぼすような内容が何も得られなかった場合や、あらかじめ当事者が準備をした上で反論をする必要のないものも多いことを考えると、家事審判事件の簡易迅速の要請に反し、裁判所の事務が過度に煩雑化するおそれがある。他方、事実の調査の結果が、当事者等がそれを知ればその結果に反論するための活動をすることが当然見込まれるようなものであるにもかかわらず、当事者等がそのような事実の調査がされたことを知らされないままに申立てを却下されるとすれば、当事者等の手続上の権能を実質的に奪うこととなり、また実体的真実に合致した判断という観点からも、相当ではないと考えられる。そこで、当事者等に反論の機会を保障する必要がある場合には事実の調査をしたことを通知することとし、もって手続保障の実質を確保することが相当であると考えられることから、家庭裁判所は、事実の調査の結果、審判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、これを当事者等に通知するものとすることが考えられる。

※ 部会資料29の69頁参照

カ 審判日

当事者が審判日を予測することができるようにするための規定(例えば、①審理の終結から一定期間内(例えば、2か月以内)に終局審判をする旨の規律又は②審理の終結時若しくはその後に、審判日若しくはその予定時期を当事者に告知する旨の規律など)を置くものとする。

家庭裁判所は、審理を終結したときは、審判をする日を定め、当事者及び利害関係参加人に対し、これを通知しなければならないものとする
ことで、どうか。

(補足説明)

審判を待つ当事者にとっては、審判がされる日をあらかじめ知らされておくことが重要であると考えられることから、家庭裁判所は、審判をする日(具体的には、審判を告知することができる状態になる日。審判書の記載事項とすることも考えられる。)を当事者に通知する旨の規律を置くことが相当であると考えられる。なお、審判日の変更の規律についても手当てをする予定である。

※ 部会資料29の72頁参照

キ その他

(注) 調停をすることができる事項についての家事審判事件において、当事者照会制度(民事訴訟法第163条参照)に関する規律を置くものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

当事者照会制度に関する規律は設けないものとする
ことで、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントには賛否両論があったが、家事審判の
手続においては、当事者間の関係が密で背後に強い感情的対立があることが多いこと、代理人を選任せずに当事者本人が手続を
追行する事件が多いことにかんがみれば、当事者照会制度の導入により、当事者間の対立が激化して事件の解決が困難となり、あるいは当事者に重大な心理的影響が及ぶ等の弊害が生ずることが強く懸念される。また、独自の例外の規律を設けるとしても、裁判所を介さずに当事者が直接やり取りする制度であるため、実際には弊害の発生を防止することは困難であると考えられる。そこ

で、当事者照会制度に関する規律は設けないものとするのが相当である。

※ 部会資料29の72頁参照

(7) 裁判

ア 審判

(エ) 審判の告知（新設）

審判は、これを受ける者、当事者及び利害関係参加人に対し、相当と認める方法で告知しなければならないものとする。

(注) 当事者参加人は、当事者として審判の告知を受けることを前提としている。

審判の告知の方法については、中間試案を維持し、相当と認める方法で告知しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは、告知の方法について、相当と認める方法でなく、審判書又はこれに代えることができると思われる書面の送付により行うべきであるとの意見があり、実務においても、ほとんどの場合はこの方法で告知がされているものと思われるが、家事事件における事案の多様性からすると、告知の方法を法律上限定するのは相当でないと考えられることから、中間試案を維持し、相当と認める方法で告知すべきものとするのが相当である。

※ 部会資料29の76頁参照

(8) 裁判の取消し又は変更（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第19条関係）

ア 審判の取消し又は変更

① 家庭裁判所は、審判をした後、その審判を不当と認めるときは、次に掲げる審判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができるものとする。

a 申立てによってのみ審判をすべき場合において申立てを却下した審判

b 即時抗告をすることができる審判

② 取消し後又は変更後の審判が原審判であった場合に即時抗告をすることができる者は、取消し又は変更の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 家庭裁判所は、①により審判を取り消し、又は変更する場合には、当事者及びその審判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。については、なお検討するものとする。

中間試案を維持し、裁判所は、①により審判の取消し又は変更をすることができるものとする。この場合、裁判所は、①により審判を取り消し、又は変更するときは、当事者及びその審判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする規律を置くものとするか否かについて、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 パブリックコメントでは、審判の取消し又は変更の規律を置くことに反対する意見もあったが、①の a 及び b 以外の取消し又は変更の対象となる審判として、例えば、遺留分放棄の許可の審判については、実務においても、遺留分放棄の合理性、相当性を裏づけていた事情が変化し、これにより遺留分放棄の状態を存続させることが客観的にみて不合理、不相当と認められるに至った場合には、許可の審判を取り消し、又は変更することができる（東京高裁昭和58年9月5日決定判例時報1094号33頁等）。合目的的、後見的な性質を有する家事審判手続においては、審判後に当該審判が不当であることが判明した場合にはこれを是正することができるものとする必要があると考えられるから、中間試案を維持し、①の規律により本案裁判の取消し又は変更をすることができるものとするのが相当である。なお、このほか、取消し又は変更の対象となる審判には、不在者財産管理人の権限外行為許可の審判、未成年者の養子縁組の許可の審判などがある（もっとも、いずれも許可の審判に基づき権限外行為や養子縁組をしてしまった場合は、もはや取消し又は変更をすることはできないと解されている。）。

ところで、再審については期間制限があること（民事訴訟法第342条）との対比から、審判の取消し又は変更の制度についても期間制限の要否が問題となり得る。この点については、再審は、不服申立てができる審判であるか否かを問わず、原審判の手続に重大な瑕疵があった場合など、一定の事由がある場合に限定して当事者等に認められた非常の不服申立方法であるから、法的安定の要請も考慮して期間制限を設けていると考えられる（再審においても是正する必要性の高いものについては期間制限を受けないものとされている。）。これに対し、審判の取消し又は変更は、即時抗告により当事者が争う余地のない審判について、事由のいかんを問わず、裁判当初から不当である場合に限らず、裁判後の事情変更により裁判が不当になった場合を含め、裁判所から見てそれを放置できないときに職権で行うもので、法的安

定性よりも事情に合致した法的状態の形成を重視するものであるから、期間制限には親しまないものと考えられる。加えて、上記のとおり審判後に事情が変化して審判の取消し又は変更の必要が生じる場合があることからすると、期間制限を設けて、一定期間経過後に生じた事情の変化により審判が不当になった場合については、もはや当該審判の取消し又は変更を認めないものとするのは、取消し又は変更の制度を認めた趣旨に反し、相当でないと思われる。以上によれば、取消し又は変更の制度においては、再審と異なり、期間制限を設けないものとするのが相当であると考えられる。

- 2 審判の取消し又は変更は、一般的には、当事者やその審判を受けた者の利益や法的地位に少なからぬ影響を与えるものと解されるから、取消し又は変更の審判に当たっては、これらの者に陳述の機会を与えるのが相当であるとも考えられる一方、当初の審判から期間が経過しているため当事者等の所在が直ちに明らかでないような場合においても常に陳述聴取をしなければならないものとする、不当な審判の迅速な是正を実現することができなくなるから、陳述聴取を必要なものとはせずに裁判所の裁量にゆだねるのが相当であるとも考えられる。

なお、審判以外の裁判の取消し又は変更においては、必要的陳述聴取の規律を置かないものとするを前提としている。

※ 部会資料29の77, 78頁参照

(9) 取下げによる事件の終了（新設）

ア 取下げの要件

(ア) 終局審判前の申立ての取下げの要件

【甲案】

申立人は、終局審判があるまで、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

【乙案】

申立人は、終局審判があるまで、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件において、相手方が本案について陳述をした後にあっては、当該相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

(イ) 終局審判後確定前の申立ての取下げの要件

【甲案】

申立人は、終局審判があった後は、家事審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。ただし、調停をすることができ

る事項についての家事審判事件において、申立ての取下げにつき相手方の同意がある場合は、この限りでないものとする。

【乙案】

申立人は、終局審判があった後は、裁判所の許可を得た場合に限り、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

【丙案】

① 調停をすることができない事項についての家事審判事件においては、申立人は、終局審判があった後は、裁判所の許可を得た場合に限り、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

② 調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、申立人は、申立ての取下げにつき相手方の同意がある場合に限り、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

(注1) (ア)乙案、(イ)甲案及び丙案において、取下げの同意の擬制に関する規律(民事訴訟法第261条第4項及び第5項参照)を置くものとするかどうかについても、併せて検討するものとする。

(注2) 期日に出頭しない当事者等に対しては、取下げを擬制するものとする旨の規律(民事訴訟法263条後段参照)を置くものとするかどうかについても、併せて検討するものとする。

(1) (ア) 終局審判前の申立ての取下げの要件について

終局審判前の申立ての取下げの要件については、甲案を採用することで、どうか。

(補足説明)

終局審判前の申立ての取下げの要件については、相手方にも審判を得る利益は想定される場合があるとして乙案に賛成する意見もあったが、訴訟手続と異なり、相手方が自己に有利な審判を得ても申立人が再度申立てをすることは妨げられず、相手方の審判を得る利益は事実上のものにすぎないこと、夫婦間の協力扶助に関する処分や、婚姻費用の分担、養育費の支払いを求める申立てのように、取下げにより相手方に不利益が生ずることが基本的には想定されない事件類型もあること、自己に不利益な審判が下されるおそれがあることを理由とする濫用的な申立ての取下げ

は実際にはまれであり，そのような例外的な場合を想定して相手方の同意を一般的に要するものとするのは，規律としては過剰であると思われることからすると，総則の規律としては，甲案が相当であると考えられる。

※ 部会資料29の78頁参照

(2) (イ) 終局審判後確定前の申立ての取下げの要件について

終局審判後確定前の申立ての取下げの要件については，甲案を採用することで，どうか。

(補足説明)

調停をすることができない事項についての家事審判事件は，基本的には公益性が高く終局審判後に申立ての取下げを認めるべき場合は極めて例外的であると考えられることからすると，終局審判後は，申立ての取下げはできないものとしてよいと考えられる。他方で，調停をすることができる事項についての家事審判事件においては，審判の対象は任意に定めることができる事項であることから，相手方の同意がある場合にまで申立ての取下げを制限する必要はなく，これを例外とする甲案を採用するものとしている。

※ 部会資料29の80頁参照

(注1) 申立ての取下げにつき相手方の同意を要するものとした場合には，取下げの同意の擬制に関する規律（民事訴訟法第261条第4項及び第5項参照）を置くものとするので，どうか。

(注2) 不熱心当事者に対する対応として，例えば，申立人（調停をすることができる事項についての家事審判事件において，申立ての取下げにつき相手方の同意を要するものとした場合には，当事者双方）が連続して二回，期日に出頭せず，又は期日における陳述をしないで退廷若しくは退席をした場合には，申立ての取下げがあったものとみなすことができる旨の規律を置くことについて，どのように考えるか。

3 不服申立て等

(1) 審判に対する不服申立て（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第25条関係）
--

ア 抗告審の手續

(前注) 抗告審において、不利益変更禁止の原則及び附帯抗告は、認めないことを前提としている。

中間試案を維持し、抗告審においては、不利益変更禁止の原則及び附帯抗告に関する規律は特に置かないものとするので、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは、調停をすることができる事項についての審判には不利益変更禁止の原則及び附帯抗告を認めるべきであるとする意見もあったが、家事審判事件においては、公益的・後見的な見地から裁量的に適正妥当な判断をすることが求められており、また、何をもって不利益というかが事案によっては必ずしも明らかでなく、不利益変更禁止の原則が必ずしも妥当しないことから、不利益変更禁止の原則や附帯抗告を特に認めることとする必要はないと考えられる。

※ 部会資料29の82, 83頁参照

ア 抗告審の手續

(カ) 抗告があったことの通知（民事訴訟法第289条第1項参照）

a 調停をすることができない事項についての家事審判事件

【甲案】

抗告裁判所は、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。ただし、抗告を却下し、又は棄却するときは、この限りでないものとする。

【乙案】

抗告裁判所は、抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、抗告があったことを通知する方法を抗告状の写しの送付によりすることに限定することについては、なお検討するものとする。

b 調停をすることができる事項についての家事審判事件

【甲案】

抗告裁判所は、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗

告があったことを通知しなければならないものとする。ただし、抗告を却下し、又は棄却するときは、この限りでないものとする。

(注) 抗告があったことを通知する方法を抗告状の写しの送付によりすることに限定することについては、なお検討するものとする。

【乙案】

抗告裁判所は、抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告状の写しを送付しなければならないものとする。ただし、家事審判事件の手續の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合には、抗告があったことを通知することをもって、これに代えることができるものとする。

調停をすることができる事項についての家事審判事件及び調停をすることができない事項についての家事審判事件における抗告があったことの通知の規律について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 調停をすることができる事項についての家事審判事件について

(1) パブリックコメントでは、調停をすることができる事項についての家事審判事件はすべて紛争性を有しているから、抗告裁判所が原審を取り消すとの心証を抱く前の早い段階で防御のための準備をする機会を与える必要性が一層高いとして乙案の本文の規律に賛成する意見もあったが、抗告がされた時点で、その抗告状の記載等から抗告に理由がないとして速やかに棄却することができる場合においてまで、相手方当事者に防御のための準備をさせる必要はなく、このような場合には、むしろ、速やかに棄却の裁判をすることが当事者の利益に適うとも考えられる。抗告される事件の多くが迅速性が特に求められる婚姻費用や養育費の分担に関する事件であり、本人自らが手續を迫行している場合も少なくないことからすると、相手方当事者が速やかに棄却の裁判を受けることが可能な場合には、その利益を確保することも手續保障と同様に必要であると考えられるから、抗告があったことの通知をせずに棄却の裁判をすることができる余地を残すのが相当であるとも考えられる。

(2) パブリックコメントでは、抗告状の写しの送付により通知することの例外の規律を置くことに反対する意見もあったが、原審段階から紛争性が高い事件が多いこと、他方で、抗告審においても調停により円満解決を図る余地はあること、

本人自らが手続を進行している場合も少なくないことを考慮すると、およそ反論の必要がなく、相手方に対する誹謗中傷等のみが記載されているような抗告状まで、必ずその写しを送付しなければならないこととすると、紛争が不必要に激化するなど、適切な紛争解決の支障となるおそれが高いと考えられる。したがって、ただし書のような例外の規律を置くものとするのが相当である。

※ 部会資料29の87, 88頁参照

2 調停をすることができない事項についての家事審判事件について

調停をすることができない事項についての家事審判事件であっても、抗告がされた以上、抗告人と原審の当事者等との間に一定の紛争性が生じており、また、原審判と異なる判断がされる可能性があるのであるから、当事者の利益を考慮しても調停をすることができる事項についての家事審判事件と異なる取扱いをすべき特段の理由はなく、また、この場合に、抗告があったことの通知の方法についても、調停をすることができる事項についての家事審判事件と異なる取扱いにすべき理由はないとも考えられる。

なお、原審判を受けた者で原審の手続に利害関係参加をしていなかった者については、通知の対象としないことを前提としている。

※ 部会資料29の85, 86頁参照

3 以上を踏まえ、抗告があったことの通知の規律について、どのように考えるか。

(注) a 及び b のいずれにおいても、裁判長は、抗告があったことの通知に必要な費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならないとの規律を置くものとする。

(キ) 陳述聴取 (新設)

a 調停をすることができない事項についての家事審判事件

抗告裁判所は、原審の当事者及び審判を受ける者の陳述を聴かなければ、原審判を取り消すことができないものとする。

(注) 利害関係参加人に対する陳述聴取は、必要的なものでないことを前提としている。

b 調停をすることができる事項についての家事審判事件

【甲案】

抗告裁判所は、抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審の当事者の陳述を聴かななければならないものとする。

【乙案】

抗告裁判所は、原審の当事者の陳述を聴かなければ、原審判を取り消すことができないものとする。

(注1) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、当事者の陳述を聴く審問の期日を経なければならないものとするか否かについて、なお検討するものとする。

(注2) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、利害関係参加人に対する陳述聴取は、必要的なものでないことを前提としている。

bの調停をすることができる事項についての家事審判事件において陳述聴取をすべき場合について、どのように考えるか。

また、a及びbのいずれの家事審判事件についても、陳述聴取の方法は、審問に限定せず、また、利害関係参加人に対する陳述聴取は、中間試案を維持し、必要的なものとししないものとすることで、どうか。

(補足説明)

- 1 調停をすることができる事項についての家事審判事件における規律について
パブリックコメントでは、原審を取り消す場合に限ってのみ必要的陳述聴取とする理由はないとして甲案を支持する意見もあったが、(カ)の抗告があったことの通知における考え方と同様、抗告状の記載等から抗告に理由がないとして速やかに棄却することができる場合についてまで相手方当事者に陳述の機会を与えて反論させる必要はなく、このような場合には速やかに棄却の裁判をすることが当事者の利益に適うと考えられるから、抗告があったことの通知の例外にあたる場合は必要的陳述聴取の例外とすることで、手続保障に欠けるところはないとも考えられる。
- 2 家事審判事件は、時間的又は経済的に余裕のない一般の被用者や乳幼児の監護者、精神的に不安定な者等が当事者である場合が少なくなく、抗告審の土地管轄が広範であることをも考え併せると、常に審問の期日で陳述を聴かなければならないものとする、当事者に過度の負担をかける結果となる場合もあると考えられるから、当事者側の事情等を踏まえ事案に応じた柔軟な対応が可能となるよう、陳述聴取の方法については、a及びbのいずれにおいても審問に限定しないものとするのが相当である。
- 3 利害関係参加人は、相手方当事者に比して原審判の変更又は取消しによる影響が相対的に小さいと考えられるから、すべての事件において相手方当事者と同様に陳述聴取をしなければならないものとする、迅速処理の要請に反する結果になりかねない。したがって、利害関係参加人については、裁判所が事案ごとの具体的な必要性に応じて陳述聴取を行うこととすれば足りると考えられる。

※ 部会資料29の88～90頁参照

(ケ) 家庭裁判所の手続の規律の準用（民事訴訟法第297条参照）
2（家庭裁判所の手続）の規律は，特別の定めがある場合を除き，抗告審の手続について準用するものとする。

抗告があったことの通知及び必要的陳述聴取の規律の例外に当たる抗告事件については，審理終結及び審判日の規律の準用を除外することで，どうか。

(補足説明)

抗告があったことの通知及び必要的陳述聴取の規律の例外に当たる抗告事件は，基本的には，相手方当事者の反論がなくとも速やかに棄却の裁判をすることができる場合であって，抗告人に更なる資料の提出等を促す必要も認められないものであると考えられる。そのような抗告事件については，審理終結日を設定する必要はなく，また，審判日を設定してこれを通知するよりも速やかに棄却の裁判をしてこれを告知するのが相当であると解されるから，家庭裁判所の手続において審理終結及び審判日の規律が採用されたとしても，その準用を除外するのが相当と考えられる。

※ 部会資料29の91頁参照

(チ) 原審の管轄違いを理由とする移送（民事訴訟法第309条参照）
抗告裁判所は，事件が管轄違いであることを理由として原審判を取り消すときは，事件を管轄裁判所に移送しなければならないものとする。

(注) 抗告裁判所は，管轄権を有しない裁判所が原審判をした場合には，その審判を必ず取り消さなければならないものとすることについては，なお検討するものとする。

原審に管轄違いがあった場合について必要的取消しの規律は置かないものとするので，どうか。

(補足説明)

家事審判手続における管轄は，合意管轄を認めないものとしても，自庁処理が認められる緩やかなものである点で，民事訴訟法第309条が前提としている専属管轄とは異なるものと考えられる。原審において管轄のないことが看過されたまま原審

判がされた場合であっても、当事者の手続保障が十分確保されており、当事者には管轄について特に不服がないような場合もあると考えられるから、家事審判手続における迅速処理の要請を考え併せると、すべてについて取り消すものとするまでの必要はなく、抗告裁判所の裁量にゆだねるのが相当と考えられる。

※ 部会資料29の93, 94頁

イ 即時抗告

(ウ) 家庭裁判所による更正（民事訴訟法第333条参照）

【甲案】

原審判をした家庭裁判所は、抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならないものとする。

【乙案】

原審判をした家庭裁判所は、抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならないものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件における審判については、更正することができないものとする。

家庭裁判所による更正については、甲案及び乙案のいずれを採用すべきか。

(補足説明)

いわゆる再度の考案（原裁判所による更正）について、パブリックコメントでは、調停をすることができる事項についての家事審判事件についてはもとより、すべての家事審判事件についてこれを認めるべきではないとする意見もあった。確かに、調停をすることができる事項についての家事審判事件における審判は、対立する当事者間での実体的な法律関係について、双方当事者に対する手続保障を尽くし、十分な実質審理をした上で判断されたものであるから、安易に更正を認めるべきではなく、再度の考案を認めるのは相当でないと考える余地もあるが、少なくとも、調停をすることができない事項についての家事審判事件については、後見性や公益性が高い事件も多く、その性質上、原裁判所において審判を更正することにより簡易迅速に事件を処理するという再度の考案の趣旨になじみやすいものと解されるから、再度の考案と認めるのが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の95～97頁

第3 審判前の保全処分に関する手続（総則）

2 保全処分

(1) 管轄及び保全処分の要件（家事審判法第15条の3第1項及び第5項関係）

【甲案】

- ① 家庭裁判所は、家事審判事件が係属した場合においては、第4に定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。
- ② 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、当該高等裁判所が、①の保全処分を命ずるものとする。

【乙案】

家庭裁判所（本案の家事審判事件が家庭裁判所又は高等裁判所に係属している場合には、当該家庭裁判所又は高等裁判所）は、第4に定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

保全処分の管轄及び要件については、甲案を採用することで、どうか。

（補足説明）

一般に、家事審判手続上の保全処分と民事訴訟手続上の仮差押え及び仮処分とは、その付随性の程度及び本案手続の性格、機能が大きく異なるため、本案認容の蓋然性の要件の持つ意味にも大きな差異があると解される。すなわち、例えば、仮差押え、仮処分の類型では、民事訴訟の本案手続では、一定の給付請求権の存否が判断の主たる対象であるため、その保全処分を命ずる場合には、当該給付請求権（被保全権利）が客観的に存在することの蓋然性が必要となるのに対し、審判の本案手続では、例えば、離婚に基づく財産分与の審判では、財産分与に関する権利義務関係の形成の当否及び内容が判断の対象となり、一定の請求権の客観的存否が問題となるものではないため、その保全処分を命ずる場合には、被保全権利の存在の蓋然性に代えて、本案審判において一定の具体的な権利義務が形成される蓋然性が必要となると考えられ、そのような蓋然性を認めるためには、少なくとも本案審判事件が存在することが必要であると考えられる。このような考え方は、審判前の保全処分の制度が新設された際にもとられていたものであり、保全処分の類型にかかわらず、現在においても基本的には変わらないものと考えられる。

パブリックコメントでは、密行性や迅速性を要する事件があること等を理由に乙案を支持する意見もあった。しかし、密行性を要する事件（例えば、財産分与の審

判事件において相手方名義となっている土地建物の給付命令を得ることが見込まれる場合に、当該土地建物の売却を予防するための処分禁止の仮処分を求める場合等)については、本案事件の審理手続において保全処分の目的を達することができるような運用をすることで対応することは可能であり、また、保全処分の類型にかかわらず、一般に、保全処分の申立書の内容及びその疎明資料と本案事件の申立書及び添付資料とでは大きな差がないものと考えられるから、本案の申立てをするために保全処分の迅速な申立てが阻害されるということは、具体的には想定しにくいと考えられる。

以上によれば、家事審判事件の保全処分において本案係属を要件としないことの具体的な必要性が高いとまではいい難いから、民事保全とは異なる審判前の保全処分における本案認容の蓋然性の性質に基づく現行の規律を維持し、本案係属を要件とするのが相当と考えられる。

※ 部会資料29の108～110頁参照

第4 家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）

6 婚姻に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第45条，第47条，第51条，第52条，第56条及び第57条関係）

① 民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件，同法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判事件，同法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件及び同法第768条第2項（同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判事件は，

【甲案】

相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

【乙案】

夫又は妻の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

①の各審判事件の管轄については、甲案又は乙案のいずれを採用すべきか。

(補足説明)

甲案の規律による場合には、相手方の協力が一般的に得られやすいとのメリットがあると考えられる一方、例えば、経済的に余裕のない妻が遠隔地において別居している夫に対し婚姻費用の分担の申立てをすること自体を躊躇するなどのデメリットもあると考えられる。他方、乙案の規律による場合には、相手方の協力が得られないなどの不都合が生じることもあったと考えられるが、事案に応じて移送等により対応することは可能であると解される。このように、いずれの規律によっても一定のデメリットはあるが、どのように考えるか。

※ 部会資料29の166, 167頁参照

(2) 手続行為能力 (新設)

① (略)

② 子は、民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、財産上の給付を求める審判事件については、この限りでないものとする。

子の監護に関する処分の審判事件における子の手続行為能力については、中間試案を維持し、財産上の給付を求める審判事件を除外するものとするので、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは、子の監護費用の分担などの経済的事項は、子の日常生活費及び教育費等に関わる事項であり、子の権利に直接大きな影響を与えるものであるから、子に意思能力のある限り手続行為能力を認めるべきであるとの意見もあった。しかし、経済的事項に関する審判事件において子に手続行為能力を認めることは、未成年者の行為能力に関する民法上の規定（強行法規と解されている。）とそごする結果となる。また、子をどのような程度方法において監護し、教育するかは、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う親権者又は監護権者（民法第820条）の裁量にゆだねられているものであり、そのための費用をいかに賄うかについても、当該親権者又は監護権者がその責任において行うべき事項であると解される。

監護費用の分担等の財産上の給付を求める審判事件においても、子の意思を可能

な限り尊重する必要はあると解されるが、子に手続行為能力を認めて子を主体的な当事者としなくとも、年齢に応じた適切な方法により子の意思を把握することによってその意思を尊重し、手続に反映していくことは可能であるから、民法上の規定に反してまで子に手続行為能力を認めることは、相当でないと考えられる。

※ 部会資料29の168, 169頁参照

(4) 給付命令等

ウ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判（家事審判規則第53条関係）

家庭裁判所は、民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定により子の監護者の指定その他子の監護について必要な事項を定め、又は子の監護者を変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずる審判においては、子の引渡し又は監護費用その他の財産上の給付を命ずることができるものとする。

(注) 「子の監護について必要な事項」の例示として「面会交流の方法」や「監護費用の分担」を明示することについては、なお検討するものとする。

(注) については、子の監護について必要な事項の例示として、面会交流や監護費用の分担等の事項を明示することで、どうか。

(補足説明)

(注) について、パブリックコメントでは、子の監護について必要な事項を具体的に例示することに賛成する意見が多く寄せられた。面会交流や監護費用の分担など、実務で審判の申立ての多い事項については、法文上も審判事項であることを明確にしておくのが相当と考えられる。

※ 部会資料29の172, 173頁参照

(5) 即時抗告

イ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての審判（家事審判規則第55条関係）

父、母及び子の監護者は、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 子の即時抗告権については、子に対する審判の告知の規律と併せてな

お検討するものとする。

(注)については、子の即時抗告権を認める規律は置かないものとする
ことで、どうか。

(補足説明)

(注)について、パブリックコメントでは、子の監護に関する処分の審判の結果
が子に直接大きな影響を与えるものであることを理由に、子に即時抗告権を認める
べきとする意見もあった。しかし、子による即時抗告は、子を父母間の紛争の矢面
に立たせることになる点で、子の福祉を害し、又は将来的な親子関係に悪影響を及
ぼすおそれが高いと考えられる。子は、監護に関する処分の審判の結果により直接
多大な影響を受けることになるから、上記の審判においては、子の意思を可能な限
り尊重すべきことは当然であるが、そのような手続を経て裁判所が示した判断（審
判）に対し、これを受け入れるか否かを判断するのは、子の監護につき権利を有し
義務を負う監護権者又は親権者にゆだねるのが相当というべきである。なお、子の
即時抗告権を認める規律を置かないものとすることから、子に対する審判の告知の
規律は、置かないことを前提としている。

※ 部会資料29の173, 174頁

(6) その他

(注1) 民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する
処分についての審判、同法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担
に関する処分についての審判及び同法第766条第1項及び第2項（同法第749
条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の
監護者の指定その他子の監護に関する処分についての審判については、事情
変更による審判の変更又は取消しをすることができることを前提にして、こ
の点に関する特段の規定を置かないものとするについて、なお検討する
ものとする。

(注2) 民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判
事件、同法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条に
おいて準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監
護に関する処分の審判事件、同法第768条第2項（同法第749条及び第771条
において準用する場合を含む。）の規定による離婚又は婚姻取消しの場合の
財産分与に関する処分の審判事件において、収入、支出、保有資産について
当事者に開示義務を課すなど、必要な裁判資料を得やすくする方策に関する

規律を置くことについては、なお検討するものとする。
(注3) (略)

(注1) 及び(注2)については、いずれも、特段の規定を置かないものとするので、どうか。

(補足説明)

1 (注1) について

パブリックコメントでは、事情変更による審判の変更又は取消しを認める規定を置くべきであるという意見もあったが、民法第880条は、審判により継続的な法律関係が生ずる場合に、その審判後に審判の基礎とされた事実関係の変更があり審判の内容が実情に適さなくなったときは、その実情に合致した措置を執ることが要請されることから、審判の変更又は取消しを認めたものであると解されるのであり、これと同様の性質を有する家事審判事件においても同様の要請がある以上は、同条を類推して同じ取扱いをすることができるものと解されるから、特段の規定を置かないものとするので不都合はないと考えられる。

2 (注2) について

パブリックコメントでは、規律を置く方向で検討すべきであるとの意見も少なくなく、開示しない場合には裁判所が相当な額を認定することができる旨の規定を置くべきであるといった提案や、正当な理由なく開示を拒む場合には過料等の制裁を課することができるものとすべきであるといった提案もあった。しかし、収入や保有財産についての資料が提出されない場合に、賃金センサスやその他の資料に基づく推計により相当な額を認定することは、明文の規定はなくとも可能であると解される。また、開示義務を課す場合には、過料等の制裁による担保がなければ実効性を欠くと考えられ、過料を科すためには、開示義務の範囲を明確にする必要があるが、それは事案によっても異なり得るから、必ずしも容易ではないといった問題がある。そこで、現時点では、特段の規律を置かないものとし、なお実効的な方策があれば更に検討するのが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の175, 176頁参照

7 親子関係の審判事件

(2) 養子をするについての許可の審判事件

エ 審判の告知

【甲案】

養子をするについての許可の審判は、第2の2(7)ア(エ)により養親となるべき者に対し、告知しなければならないものとし、養子となるべき者に対しては告知することを要しないものとする。

【乙案】

養子をするについての許可の審判は、第2の2(7)ア(エ)により養親となるべき者に告知するほか、養子となるべき者に対し、告知しなければならないものとする。ただし、養子となるべき者が15歳未満である場合には、養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人に対し、告知をするものとする。

審判の告知については、甲案を採用することで、どうか。

(補足説明)

養子をするについての許可の審判は、それ自体で実体法上の効果は生じないし、必要があれば養親となるべき者が養子となるべき者に対し伝えると思われるから、乙案を採用すべき必要性がなく、甲案が相当である。

※部会資料29の183頁

オ 即時抗告（家事審判規則第63条の2及び第27条第2項関係）

申立人は、養子をするについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 15歳以上の養子となるべき者及び養子となるべき者が15歳未満である場合において養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人が、養子をするについての許可の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとする。ことについては、なお検討するものとする。

(注) について

15歳以上の養子となるべき者及び養子となるべき者が15歳未満である場合において養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人が、養子をするについての許可の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとはしないことで、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは即時抗告権を認めるべきであるとの意見もあったが、申立てを却下する審判に対して申立人（養親となるべき者）が即時抗告をせず養子縁組の成立を断念しているような場合にまで、他の者が即時抗告をし、養子縁組を成立させるための許可を得ることは相当ではないから、申立てを却下する審判については、申立人に限り、即時抗告をすることができるものとするのが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の184頁

(3) 死後離縁をするについての許可の審判事件

ウ 養子の代襲者への通知等

【甲案】

家庭裁判所は、死後離縁をするについての許可の申立てがあった場合においては、その申立てが不適法であるとき又はその申立てに理由がないことが明らかなきを除き、養子の代襲者で養親の相続人となるべきものに対し、その旨を通知するものとするものとする。

【乙案】

- ① 甲案と同じ。
- ② 家庭裁判所は、死後離縁をするについての許可の審判をするには、養子の代襲者で養親の相続人となるべきものの陳述を聴かなければならないものとする。
- ③ 死後離縁をするについての許可の審判は、第2の2(7)ア(エ)により申立人に告知をするほか、養子の代襲者で養親の相続人となるべきものに対し、告知しなければならないものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれも、事件記録上その氏名及び住所又は居所が判明している場合に限り、通知（、陳述聴取及び審判の告知）をするものとするを前提としている。

養子の代襲者への通知等については、甲案を採用することで、どうか。

(補足説明)

この点については、パブリックコメントにおいて賛否両論の意見が出されたが、養子の代襲者が死後離縁の審判により受ける影響が間接的であることを考えると、参加の機会を与えられれば手続保障としては十分であり、人事訴訟におけるよりも手厚い手続保障をするだけの必要性はないと考えられるから、甲案を採用することが

相当であると考えられる。

※ 部会資料29の185頁

(5) 特別養子縁組に関する審判事件

エ 審判の告知（新設）

(前注) 特別養子縁組を成立させる審判における養子となるべき者及び特別養子縁組の当事者を離縁させる審判における養子は、審判を受ける者であるから、第2の2(7)ア(エ)によれば審判の告知を受けることになるが、(ア)③及び(イ)②は、その特則について検討するものである。

(ア) 特別養子縁組を成立させる審判

- ① 特別養子縁組を成立させる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者（養子となるべき者を除く。）に加え、次に掲げる者に対し、告知しなければならないものとする。
 - a 養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人
 - b 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者又は養子となるべき者の父母の後見人
- ② 特別養子縁組を成立させる審判は、養子となるべき者の父母が知れないときは、第2の2(7)ア(エ)及び(ア)①にかかわらず、養子となるべき者の父母及び養子となるべき者の父母に対し親権を行う者又は養子となるべき者の父母の後見人に対し、告知することを要しないものとする。
- ③ 特別養子縁組を成立させる審判は、養子となるべき者に対し、告知することを要しないものとする。

(注) 児童相談所等への通知については、家事審判規則第64条の10と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

(イ) 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判

- ① 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者（養子を除く。）に加え、次に掲げる者に対し、告知しなければならないものとする。
 - a 養親の後見人
 - b 養子に対し親権を行う者又は養子の後見人
 - c 養子の実父母に対し親権を行う者又は養子の実父母の後見人
- ② 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、〔養子の年齢及

び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除き、) 養子に対し、告知〔通知〕しなければならないものとする。

(注1) 養子に対して特別養子縁組の当事者を離縁させる審判を知らせることを「告知」とするか、又は「通知」とするかについては、1(5)ア(注1)参照。

(注2) 養子に対して特別養子縁組の当事者を離縁させる審判を告知〔通知〕しなければならないことの例外については、養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除くとの規律を置くことを念頭に、なお検討するものとする。

(注2) について

養子に対して特別養子縁組の当事者を離縁させる審判を告知〔通知〕しなければならないことの例外として、養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除くとの規律を置くことで、どうか。

(補足説明)

この点については、本文のような規律を置くことが相当であると思われる。

(注) 他に子に対する告知〔通知〕が問題となる場合にも、同様に例外の規律を置くことで、どうか。

中間試案において、子に対する告知〔通知〕を行うものとされているのは、次のとおり。

- ・ 親権又は管理権の喪失の宣告の審判
- ・ 親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判

中間試案において、子に対する告知〔通知〕を行うか否かなお検討するものとされているものは、次のとおり。

- ・ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての審判
- ・ 養子をするについての許可の審判
- ・ 親権者となるべき者の指定
- ・ 親権者の指定又は変更
- ・ 親権又は管理権を辞するについての許可
- ・ 親権又は管理権を回復するについての許可の審判
- ・ 未成年後見人及び未成年後見監督人の選任及び解任の審判

オ 即時抗告

(ア) 特別養子縁組の成立についての審判（家事審判規則第64条の8及び第27条第2項関係）

- ① 養子となるべき者の父母，その父母に対し親権を行う者又はその父母の後見人及び養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人（申立人を除く。）は，特別養子縁組を成立させる審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は，特別養子縁組を成立させる審判の申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

(イ) 特別養子縁組の離縁についての審判（家事審判規則第64条の14及び第27条第2項関係）

- ① 養親，養親の後見人，養子，養子に対し親権を行う者又は養子の後見人，養子の実父母及び養子の実父母に対し親権を行う者又は養子の実父母の後見人（申立人を除く。）は，特別養子縁組の当事者を離縁させる審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。この場合において，養子のする即時抗告の期間は，養子以外の審判の告知を受ける者に対する告知があった日（複数ある場合には，そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
- ② 〔申立人〕は，特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

(注) 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判に対する即時抗告権者をすることができる者を申立人に限定するのかわについては，なお検討するものとし，亀甲括弧を付している。

(注) について

特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判に対する即時抗告権者は，申立人に限定することで，どうか。

(補足説明)

この点については、パブリックコメントにおいて賛否両論の意見が出されているが、当初の申立人が即時抗告を断念しているような場合について、他の申立権者に養親と養子との親子関係を断絶させる方向での即時抗告を認める必要性がある事案は少ないと考えられるし、養親による虐待等が問題となる緊急事態には、養親の親権の喪失等を本案とする保全処分等により対応することができるから、即時抗告権者自体は、申立人に限定すべきと思われる。

※ 部会資料29の191頁

8 親権に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第63条の3、第65条、第70条、第72条、第60条、第52条第2項、第73条、第79条及び第81条関係）

親権に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定又は変更の審判事件の申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にすることができるものとする。

管轄については、中間試案を維持し、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントにおいて、親権又は管理権の喪失の審判事件について、子の住所地の家庭裁判所の管轄とすると、子の現在の住所地が明らかになり、子の住所地の家庭裁判所の専属の管轄とせず親権者の住所地との選択的な管轄とすべきであるとの意見も出されているが、仮に、子の住所地の家庭裁判所に申立てをすることにより子の住所地が明らかになるおそれがあるような場合には、別途、異なった裁判所に申立てをし、自庁処理により対応することも考えられるし、また、そのような事情がある場合には、記録中の子の住所地部分の閲覧等を制限することにより対応することが考えられるから、このような事情があることを理由に管轄の規律を変える必要性はないと考えられる。

(注) 未成年後見に関する審判事件の管轄についても、中間試案を維持し、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。パブリックコメントにおいては、未成年後見人の解任の審判事件について、親権又は管理権の喪失の審判事件と同様の意見が出されている。

※ 部会資料29の194、210頁

(3) 陳述聴取（家事審判規則第70条，第72条，第54条，第76条及び第79
関係）

① 家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし，子については，その者が15歳未満であるときは，この限りでないものとする。

a 民法第819条第5項の規定による親権者の指定及び同条第6項の規定による親権者の変更の審判

子

b 民法第834条及び同法第835条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の審判

子及び親権者

c 民法第836条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判

子，子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人及び親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者

d 民法第837条第1項の規定による親権又は管理権を辞するについての許可の審判

子

e 民法第837条第2項の規定による親権又は管理権を回復するについての許可の審判

子及び子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人

② 家庭裁判所は，親権又は管理権の喪失を宣告する場合において，①により親権者の陳述を聴くときには，審問の期日においてその陳述を聴かなければならないものとする。

(注1) 子が15歳未満である場合には，陳述聴取，家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている（第1の15参照）。

(注2) 親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件については，陳述聴取のほか，調停をすることができる事項についての審判事件に適用される規律（第2の2(6)）を準用するものとする。なお検討するものとする。

(注2) について

親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件については、調停をすることができる事項についての審判事件に適用される規律を準用しないものとするので、どうか。

(補足説明)

この点については、親権をはく奪されるという重大な効果にかんがみ親権者に対し十分な反論の機会を与えることが必要であると考えられるが、子の福祉上、簡易迅速処理の要請が高いので、審問期日における陳述聴取の機会を保障するほかは、調停をすることができる事項についての審判事件に適用される規律を準用しないものとするのが相当である。

※ 部会資料29の198頁

(4) 審判の告知（新設）

次に掲げる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者に加え、それぞれにおいて定める者に対し、告知〔通知〕しなければならないものとする。〔ただし、子については、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害すると認める場合は、この限りでないものとする。〕

a 民法第834条及び同法第835条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の審判

子

b 民法第836条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判

子及び子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人

(注1) 親権者となるべき者の指定、親権者の指定又は変更、親権又は管理権を辞するについての許可及び親権又は管理権を回復するについての許可の審判を子に対して裁判所が告知することについては、なお検討するものとする。

(注2) 子に対して親権又は管理権の喪失の宣告の審判等を知らせることを「告知」とするか、又は「通知」とするかについては、1(5)ア(注1)参照。

(注3) 子に対して親権又は管理権の喪失の宣告の審判等を告知〔通知〕しなければならないことの例外については、7(5)エ(イ)(注2)参照。

(6) 即時抗告

ア 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定についての審判（家事審判規則第63条の3、第55条及び第27条第2項関係）

① 父、母及び養子の監護者は、養子の離縁後にその親権者となる

べき者を指定する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

- ② 申立人、父及び母は、養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 子が、親権者となるべき者の指定についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

イ 親権者の指定又は変更についての審判（家事審判規則第70条、第72条及び第55条関係）

父、母及び子の監護者は、子の親権者の指定及び変更についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 子が、親権者の指定又は変更についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

ウ 親権又は管理権の喪失の宣告についての審判（家事審判規則第77条関係）

- ① 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者及びその親族（申立人を除く。）は、その審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、子及び即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でない者がする即時抗告の期間は、親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者が審判の告知を受けた日から進行するものとする。

- ② 申立人及び子の親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする

(注) 子が、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

エ 親権又は管理権の喪失宣告の取消しについての審判（家事審判規則第80条及び第77条第1項関係）

- ① 子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人及び子の親族（申立人を除く。）は、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でない者がする即時抗告の期間は、親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者が審判の告知を受けた日から進行するものとする。

② 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者及びその親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、子及び即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でない者がする即時抗告の期間は、申立人が審判の告知を受けた日から進行するものとする。

(注) 子が、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

オ 親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判（新設）

申立人は、親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(1) (6)アの(注)及び(6)イの(注)について

養子の離縁後に親権者となるべき者の指定についての審判及び親権者の指定又は変更についての審判については、子に即時抗告権を認めないものとするもので、どうか。

(補足説明)

この点については、パブリックコメントにおいて、即時抗告権を認めるべきであるとの意見もあるが、子に即時抗告権を付与すると子がどちらかを親権者として選ばなければならない状況に置かれるおそれがあること(例えば、父を親権者とする審判に対し即時抗告をしないと親権者として父を選んだと思われ、他方で、父を親権者とする審判に対し即時抗告をすると親権者として母を選んだと思われると考え、子がその行使について苦悩するおそれがある。)、民法上父母が協議により親権者を指定等した場合には子はそれに従わなければならないことからすると、養子の離縁後に親権者となるべき者の指定についての審判及び親権者の指定又は変更についての審判については、子に即時抗告権を認めないものとするのが相当であると考えられる。

(注1) 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判及び親権者の指定又は変更の審判を子に対して裁判所が告知することについては、裁判所の裁量にゆだねることとし、規律を置かないものとするもので、どうか。本文を前提とすると、これらの審判を子に対し告知することには、即時抗告権を保障する意味はなく、法的には何ら意味があるものではないと思われる。

(注2) 親権又は管理権を辞するについての許可及び親権又は管理権を回復するについての許可の審判を子に対して裁判所が告知することについて、どのように考えるか。

※ 部会資料29の200, 202, 203頁参照

(2) (6)ウの(注)及び(6)エの(注)について

親権又は管理権の喪失の宣告の申立てを却下する審判及び親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判については、子に即時抗告権を認めるものとするについては、なお検討するものとする。

(補足説明)

この点については、パブリックコメントにおいても賛否両論が出されている。民法上、子が親権又は管理権の喪失の宣告の申立てをすることができないことからすると、現行家事審判規則と同様、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てを却下する審判及び親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判については、子に即時抗告権を認めないものとするのが相当であると思われる。なお、現在、法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会において、子に親権又は管理権の喪失の宣告の申立権を付与するかどうか審議されており、その審議の経過・結果等も踏まえて、更に検討する必要がある。

※ 部会資料29の204, 206頁参照

9 未成年後見に関する審判事件

(2) 手続行為能力（新設）

ア 未成年被後見人の手続行為能力

未成年被後見人は、次に掲げる審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

- a 民法第840条の規定による未成年後見人の選任及び同法第849条の規定による未成年後見監督人の選任の審判事件
- b 民法第846条（同法第852条において準用する場合を含む。）の規定による未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件
- c 民法第863条の規定による未成年後見の事務の報告、財産の目録の提出、未成年後見の事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の未成年後見の事務に関する処分の審判事件

(注1) 本文aからcまでの事件以外の未成年後見に関する審判事件において、未成年被後見人が、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとするについては、必要性を含めて、なお検討するものとする。

(注2) 未成年被後見人は、利害関係人として未成年後見に関する審判事件の手続に裁判所の許可を得て参加することができるが、さらに、利害関係人として当然に参加することができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(注1) について

本文aからcまでの事件以外の未成年後見に関する審判事件のうち、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件について未成年被後見人に手続行為能力を認め、その余の事件についてはこれを認めないものとするので、どうか。

※ 本文aからcまでの事件以外の未成年後見に関する審判事件は、次のとおり。

- ・ 養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件（民法第811条第5項）
- ・ 未成年後見人の辞任についての許可の審判事件（民法第844条）
- ・ 未成年後見監督人の辞任についての許可の審判事件（民法第852条，第844条）
- ・ 未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長の審判事件（民法第853条第1項ただし書，第856条，第867条第2項）
- ・ 未成年被後見人又は子を懲戒場に入れる許可及びその期間の短縮の審判事件（民法第857条，第867条第2項）
- ・ 未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与の審判事件（民法第862条，第852条，第867条第2項）
- ・ 未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の審判事件（民法第870条ただし書）

(補足説明)

この点については、民法上未成年被後見人に申立権が認められ、手続に関与することが予定されている本文aからcまでの事件に限り手続行為能力を認め、その余の事件についてはこれを認めないことが相当であると思われるが、他方で、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件については、民法第840条の規定による未成年後見人の選任と区別するだけの合理的理由がないことから、こ

れについては認めるのが相当であると思われる。

※ 部会資料29の211頁参照

(3) 陳述聴取等（家事審判規則第63条の4，第83条第1項，第86条，第9条第2項及び第76条関係）

① 家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし，未成年被後見人については，その者が15歳未満であるときは，この限りでないものとする。

a 民法第840条の規定による未成年後見人の選任及び同法第849条の規定による未成年後見監督人の選任の審判

未成年被後見人

b 民法第846条の規定による未成年後見人の解任の審判

未成年後見人

c 民法第852条が準用する同法第846条の規定による未成年後見監督人の解任の審判

未成年後見監督人

(注) 未成年被後見人が15歳未満である場合には，陳述聴取，家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている（第1の15参照）。

② 家庭裁判所は，次に掲げる審判をするには，それぞれにおいて定める者の意見を聴かなければならないものとする。

a 民法第811条第5項の規定による養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任及び同法第840条の規定による未成年後見人の選任の審判

未成年後見人となるべき者

b 民法第849条の規定による未成年後見監督人の選任の審判

未成年後見監督人となるべき者

(注) 未成年後見人及び未成年後見監督人の選任及び解任の審判を未成年被後見人に対して裁判所が告知することについては，なお検討するものとする。

(注) について

未成年後見人及び未成年後見監督人の選任及び解任の審判を未成年被

後見人に対して裁判所が告知するものとする旨の規定を設けないものとするので、どうか。

(補足説明)

この点については、選任及び解任の審判を未成年被後見人に知らせること自体に法的効果はなく、実際上も、選任された未成年後見人又は未成年後見監督人が未成年被後見人に知らせることが自然であると考えられることから、未成年被後見人に対して裁判所が告知するものとする旨の規定を設けないものとするのが相当である。

※ 部会資料29の213頁参照

(5) 未成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限

【甲案】

未成年後見人の選任の申立てをした者は〔父又は母，辞任した未成年後見人，未成年後見監督人，児童相談所長及び生活保護法第81条が規定する保護の実施機関は〕，裁判所の許可を得ない限り，未成年後見人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

(注) 取下げの制限を受ける者を民法その他の法令により申立てを義務付けられている者（亀甲括弧中に記載の者）に限定するか否かについては，なお検討するものとする。

【乙案】

未成年後見人選任の審判事件の申立ての取下げについて，特則を置かず，第2の2(9)によるものとする。

未成年後見人の選任の申立てをした者〔父又は母，辞任した未成年後見人，未成年後見監督人，児童相談所長及び生活保護法第81条が規定する保護の実施機関は〕は，裁判所の許可を得ない限り，未成年後見人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとするということについて，どのように考えるか。

(補足説明)

この点については，乙案に賛成する意見もあったが，親権を行う者が欠けているような場合に，申立ての取り下げがなされ，未成年後見人を選任することができない自体を防ぐために，甲案を採用することが相当であると考えられる。

もっとも，取下げ制限を設ける対象者については，特にその範囲を限定する必要

はなく一律に取下げ制限を設けるべきであるとも思われるが、他方で、民法が父又は母，辞任した未成年後見人，未成年後見監督人，児童相談所長及び生活保護法第81条が規定する保護の実施機関のみに申立て義務を負わせている趣旨を踏まえ，これらの者に限定すべきであるとも思われる。

※ 部会資料29の216頁参照